

## 【国外運転免許証の申請手続きについて】

日本の国外で運転するための国外運転免許証の申請は、運転免許センターや警察署に届け出て手続きを行ってください。国外運転免許証を受けると、ジュネーブ条約加盟国（日本を除く。）において発給の日から1年間、自動車を運転することができます。

### ■ 手続場所・時間 ■

#### ◇ 運転免許センター

（松山市勝岡町 1163 番地 7） （089） 934-0110 又は （089） 978-4141

（受付時間） 平日 午前 9：30～11：00  
午後 2：00～4：00

（受付場所） 2階 22 番窓口

（免許交付） 申請受理後、所要時間は約 30 分で交付します。

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）を除く。

#### ◇ 住所地を管轄する警察署

（受付時間） 平日：午前 8：30～午後 4：00

（受付場所） 交通課免許窓口

（免許交付） 申請を受理してから、約 2 週間後の交付になります。

※ **お急ぎの方は、免許センターで手続きをお願いします。**

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）を除く。

松山東・松山西・松山南・伊予署管内にお住まいの方は、免許センターでの申請となります。

### ■ 手続きに必要なもの ■

#### (1) 運転免許証、マイナ免許証

※ マイナ免許証のみ保有の場合

渡航先によっては、国外免許証に併せ運転免許証の携帯を求める国がありますので、事前に確認し、必要であれば保有状況変更の手続きにより免許証の交付を受けてください。

#### (2) 海外渡航を証明する書類（旅券（パスポート）など）

#### (3) 写真 1 枚

（6 か月以内に顔中心で撮影したもので、縦 4.5 cm×横 3.5 cm、無帽、無背景、正面）

(4) 手数料 2,250 円

■ **注意事項** ■

- 住所が愛媛県以外の方は、本県では申請できません。
- 帰国するまでに有効期限が経過するような場合には、期間前更新の手続きを済ませてから国外運転免許証の申請をして下さい。
- 大型特殊免許、小型特殊免許、原付免許及び仮免許の人、免許停止中の人は、申請することはできません。